

# 東電OL殺人事件

——混乱原因と多くの教訓——

齋藤信治

一 原二審裁判の原因

二 多くの教訓

一九九七年（平成九年）三月八日深夜、渋谷区円山町のアパートの空室の一室で、東京電力の女性幹部社員（当時三九歳、血液型O型）が殺された（頸部に圧迫痕があり窒息死で、頭部・顔面等に打撲傷等）。シヨルダーバッグの取っ手は（必死に奪われまいとするのに対し、力一杯引ったくられたよう）千切れ、そこから血液型Bが検出され、中の約四万円が無くなっていた。

被害者は、勤務外では毎日、常連客や一見の客複数を手相手に売春に励んでいた。カネに執着したとか快楽に溺れたとかの見方もある一方、本人の言も根拠に「ネパール人救済資金づくり」かともされ、謎めく。

検挙されたのは、ゴビンダ氏（以下、原則敬称略。当時三〇歳、血液型B、自白なし）だった。彼は、職のない貧しい

祖国ネパールから観光ビザで来日し（なお、出入国管理法違反の点は割愛）、現場アパート隣のビル四階に出稼ぎ仲間と共に住み、キセル乗車で通勤し、懸命に仕送りをしていたが、現場の部屋の鍵を借りており（その返還は、債務の弁済と共に、事件発生後ともされた）、被害者の買春客にもなっていた。

## 一 原二審誤判の原因

本来は、事件等のもう少し詳しい内容のほか、捜査・裁判——東京地裁平成二二年四月一日（無罪）判タ一〇二九号、東京高裁同年一二月二日（有罪）判タ一〇五〇号、上告棄却、再審——の概要から説明するのが妥当だが、紙幅の関係上、それは読売一七、神田三八等に譲り（文献引用方法は、本稿末尾の参考文献欄の冒頭参照）、高裁判集六五卷二号・裁判所ウェブサイトで登載の東京高裁（裁判長 小川正持）平成二四年六月七日再審開始（と刑執行停止）決定（大出一一八、豊崎七絵・File一四・一四も参照）、検察の「無罪」への転向、判タ一四〇〇号登載の同裁判所同年一月七日控訴棄却（無罪）判決（両裁判の要旨、読売二五二・二六二）での最終決着を踏まえ、直ちに核心的な問題に入らせて頂く。

### 1 原二審裁判長の高木俊夫氏はどんな人か。なぜ？

東京高裁の最初の第二審は逆転有罪判決を下しているが（後の再審の第二審は無罪判決）、その裁判長は故高木俊夫氏だった。氏は、「人権擁護よりも犯人を逃がしてはならない」という権力寄りの考え方をする裁判官で、逆転有罪判決

が比較的多く、厳しい訴訟指揮をすることで有名な裁判官であった」ともされるが（丸山三三〇）、「犯人を逃がしてはならない」との心掛けは悪くもなく（程度問題、下村九〇）、バランスも、検察官控訴では原判決破棄は優に過半数を超えるので（木谷五〇、石田二三一、佐藤二八三）、そう特異でもなさそうだ。また、当の逆転判決も、検察が補強した立証等を考慮したもので、最高裁が全員一致で支持している上、高名な山室恵氏など、高木氏を高く評価・擁護する向きもある（読売一三七、一三八）。読売新聞社会部長の藤田和之氏も又、「逆転有罪を導いた二審の事実認定は精緻に構成されている印象を受けた」と述懐している（読売二三六。なお、やはり高木氏関与の足利事件については、小木曾綾・百選一四二、最高検『いわゆる足利事件における捜査・公判活動の問題点等について』、村井敏邦・法七六六九号二、斎藤・無罪六九注六〔及び第二章〔2〕で引用の諸文献〕のほか、拙速な批判の問題性も教え啓発的な、菅家ら一二七、一三六、佐藤三七八、佐藤・イノセンス七六、佐藤・DNA六三七参照。なお、押田・再審六一）。更に、実は、高木氏は裁判官定年退職後、二〇〇四年から二〇〇七年まで、本学法科大学院の専任教授を立派に務められた<sup>〔1〕</sup>。

しかし、結果的には、高木裁判長と令名高い二人の陪席裁判官（飯田喜信・芦澤政治の両氏）による逆転有罪判決は誤りだったと言わざるを得ず、しかも、それがゴビンダ氏や家族等に大変な苦難をもたらしたことは真に不都合であった。従って、本件につき、あるいは本件をも視野に、なぜ間違ったのか、後を絶たない冤罪の原因の——裁判所・裁判官等、あるいは、国会内に設置される第三者機関による——徹底的調査が求められているのも、至極当然である。

【注 隅カッコは、以下、括弧内の記述が長いとき、どこまで続くか見易くすべく大括弧として使用】参照…日弁連WGi、神山六二〔西嶋勝彦弁護士とのやりとりで、第三者機関による冤罪検証案に賛同〕、六七〔中山隆夫教授

の裁判所を萎縮させずに済む講演会案)、読売二四五(門野。「裁判所でも検証は必要」、石田二〇八、二二四。：なお、最高裁・司法研修所の対応ともみられる岡田雄一(後、東京地裁所長・名古屋高裁長官)らの司法研究『科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方』二〇一三年は、刑弁七六号の「特別企画 科学的証拠と刑事裁判」の検討対象とされており、指宿信(企画者)・同号八三は「具体的な事例を通して誤った推認を認めてしまった過ちが発生した事実を取り上げていない(たとえば東電OJ殺害事件控訴審判決など)」のを問題視する。徳永光・同八四もほぼ同旨を含む(証拠開示面では評価も)。本田克也・同一〇九も、同様のほか、DNA専門家からみると「言葉の使い方が余りにも好い加減」だし、「警察機関(科警研・科捜研)が行った鑑定のみを中心に紹介」する偏りがあり、かつ、「いかに科学的技術が進歩しても、人間が鑑定する以上、その限界以上の試料に科学的技術を適用してしまう危険は常にあり、いくらでも誤鑑定を起こす危険は潜んでいる」、また、その立場・利害関係を考えれば「本当はDNA鑑定を警察機関のみで行うことは避けなければならないのではないだろうか」等の重要な問題から逃げてい、と論難する。佐藤博史・同一〇一は、画期的な指摘(科学的証拠の危険性、汚染の危険性と証拠開示の重要性、起訴後の鑑定の必要性、キットによる検査の自作プライマーによる検証の重要性)もあるとしつつ、足利事件・東電OJ事件に学ばず、その欠陥は致命的だとする。田淵浩二・同九〇は、科学的証拠評価上の留意点の提言を評価しつつ、再鑑定資料保存の義務づけなどの「防御権保障」の諸問題についての一層踏み込んだ考察が残された課題だと指摘する。これらに関し、研究・思索の深さを示す米田泰邦・法時二〇一四年一〇月号一二二「刑事法学の動き」も参照。別に、法医学の泰斗の手になる押田・再審一六四、一六九、二二二、押田・進歩(第二回)は、本司法研究を「足利事件の反省に立って行われた研究の成果」「現在、裁判官にとってDNA型鑑定のバイブルともいえるべき資料」「ものすごい

前進」と評価し、石田二二八・神山五六と共に、岡田氏が裁判長時代に東電OL事件で果たした役割に敬意を表する一方、科捜研の多数の鑑定書や姿勢および警察のDVDには幾つもの重大な欠陥・問題があることも鋭く指摘し、また、「二〇年前に法医学者たちが主張した『再鑑定の保証』は未だに警察実務に取り入れられていません。法医学者だけでなく、一般国民の監視も重要だ」と強調している。】

本稿は、上記のような冤罪原因究明を代行しようという不遜な企てではないが、以下のように考える。

## 2 先ず、逆転判決の有罪認定理由は、どういうものだったか。

高木裁判長らによる二審判決は、下記①から⑦の事実を——部分的には、檢察主張(等)に比し限定的に——認定し(たとえば、第二章(4)末尾でふれるように、問題もある「バッグの取っ手に血液型B型の物質が付着しており」「取っ手にB型の人物が接触した」旨の檢察側〔鑑定人〕主張、また、「そうすると、被害者は…B型の人物から右取っ手を千切られた」との一審認定、は二審認定からは除かれている)、これらを総合すると、被告人ゴビンダ氏は犯人と認められるとした。

① ミトコンドリアDNA型鑑定の結果、駅に近い現場の木造アパート一階一〇一号室内の死体付近から採取された陰毛のうち、血液型Bの二本中の一本は被告人のもの、血液型Oの二本中の一本は被害者のものだ。

② DNA型鑑定と血液型鑑定により、現場の便器内に遺留のコンドーム内精液は被告人のものだ。

③ 上記精液は、経時変化の実験結果(a)に加え、トイレ内滞留水中にあったための変化促進(b)も想定し得ることから、犯行日の三月八日深夜頃のものと考えても、鑑定結果と矛盾せず、不自然ではない(なお、檢察は、精液遺留時期と殺害時期は「符合する」と主張していた。他方、(b)を否定し、二月末頃のものとするのは、押田・再審三四、

押田・現場二二〇、神山五一、石田四一、一〇九。

④ 被告人は、そのコンドームは、事件より前の二月二五日から三月二日頃までの間に、被害者を相手に買春し、現場で性交後に便器内に捨てたものだ、と主張するが、信用しかねる（この点、後述3の最終段落、後述4の（7）も参照）。

⑤ 目撃証言によれば、三月八日の真夜中現場に入ったアベックは、女性の方は被害者と認められ、男の方は特徴（停めた車の中から見たところ、「東南アジア系」等）から被告人であつても不審はない【しかし、男の方、判タ一〇五〇・八五、八八で、近接した場所・時間で似た格好のやはり被害者の連れの「ヒモにしては華奢かなと感じられた、日本人らしい男性」の目撃も認定され（一審にはなし）、何者か、本当に別人か等、再審でのゴビンダ無実判明（4（2）①〜⑤参照）と「目撃証言の危うさ」も絡み、大きな問題だ（目撃証言の危うさは、布川事件等々でも問題となり、渡部八二、司法研修所編『犯人識別供述の信用性』二、一瀬・巖島・仲・浜田ほか（渡部監修）『目撃証言の研究 法と心理学の架け橋をもとめて』三、川上拓一『判例演習刑事訴訟法』（田口・寺崎編）二一九（迫力）、今村六八、（警察の目撃偽証・捏造、検察の片面的な偽証起訴を批判する）一〇四、庭山二七二、二八二、原田一六、一〇二、一四九、木谷・心八九、一三四、木谷・基本二七三（木山暢郎、仙台高判（松浦繁裁判長）平一四・一一・一二（裁判所HP登載）、安廣一九九（小森田恵樹）、小寫一五二、一八七、一九〇・一九一（目撃証言・調書内容の変遷）等に詳しい。本件における上記の関連でも甚だ危うそうなことにつき、石田一一〇、丸山三三三、佐野真一ら・File一七・二二参照）。なお、永島三〇、四八、一五八、二六二、二七八等】。

⑥ 被告人が、被害者と連れ立ち、その時刻にその場所・現場に現れることは（部屋の鍵を持ち、被害者を付近で買春

した経験もあった)、勤務先・退勤時刻・交通手段等からみて十分可能である(弁護側は、特に急ぐ理由はなかった、等と反論する。神山五四等)。

⑦ 現場のアパートに係わりのない被害者が、同室が空室で無施錠と知って、売春客を連れ込み、あるいは、被告人以外の男が被害者を同室に連れ込むことは、およそ考え難い(なお、検察は、「本件鍵は、犯行後まで被告人が保管しており、犯行時点において同室に出入りできたのは被告人だけであった」と主張。この点については、次の3の第二段落以下)。

### 3 有罪認定理由は、万全だったか。

上記の二審認定は、果たして万全か。まず、①②の現場の一〇一号室から発見された陰毛・精液がいずれもDNA鑑定等から見て被告人のものだという事実は、DNA鑑定の大威光に惑わされトンネル・ビジョン(否認軽視)に陥る危険があったにしても(佐藤・司法研究一〇五、同・DNA六五四〔危険現実化〕参照。なお、木谷・基本三二)、それらが犯行時(三月八日深夜)のものだと確実視できなければ、被告人の犯人性を窺わせることにはならない。古過ぎたら、全く無意味ともなるのである。次に、③は(経時変化についての鑑定実験自体からすれば、古過ぎるとみるのが自然なくらいだから)勿論、④も、それらが犯行時のものだと確実視させ得るものではなく、犯行時のものかも知れないことを示すにとどまるし、⑤⑥も、被告人が犯人である可能性は成り立ち得るというだけで、これら③から⑥は、いずれも、総合評価要素として被告人を犯人と断定するのに、妨げにはならないにしても、積極的に役立ち得るものとは言いがたい。証明力の貧弱な証拠を積み上げたり、存在の不確実な間接事実を並べたりしても、人を有罪とすることは許されないのである(最判昭四八・一二・一三判時七二五・一〇四長坂町放火事件〔木谷・基本三四七(中里智美)等〕、最

判昭四五・七・三二刑集三四・八・五九七仁保事件〔木谷・基本二五等〕、斎藤・研修六参照。なお、石田四〇・二一三のほか、川崎一は、上記「七つの事実」は、その確証度合いと有罪推認力に弱さがあった」と指摘。

そこで、重要になってくるのは⑦で（神山五四）、これが本当に確実であれば、被告人が犯人でないとしたならば——犯罪性のない単なる事故等の場合でない限り、「被告人以外の者が犯人だとしたならば」——合理的説明が不可能または極めて困難で【いわば、「合理的疑い」を排除するものとしての、「別人犯行説明至難性」】。後の判例ではあるが、最判平二二・四・二七刑集六四・三・二三三大阪母子殺害事件、鹿野伸二・最判解刑平二二年五四、川上拓一・研修七四九号三、中川武隆・平二二年重判解二三九、酒井邦彦・研修七七七号三、高田昭正『自由と安全の刑事法学（生田先生古稀祝賀）』六三一、高橋省吾・山梨学院ロー・ジャーナル八号三四、神山・情況六五、六九（先行学説に留意）、神山六〇、斎藤・研修四と掲記の文献参照。なお、同事件の差戻後二審で、追加鑑定するも被告人の犯行と窺わせるDNAは検出されず、同一審の無罪判決が支持された（二〇一七年三月二日）と報じられ、大阪府警の吸殻廃棄の失策が改めて悔やまれる【、被告人を犯人と断定することも確かに許されよう。しかし、被害者の定期入れが捨てられていた場所（巣鴨）には被告人の土地勘を認め難い一方で、玄関に鍵が掛けられていなかったこともある空室の室内には現実に第三者の陰毛もあったのであり、しかも、被害者は相手も場所も選ばず近辺で活発に売春していたことからすると、第三者が連れ込まれる等して入り込んだ（そして、犯行に及んだ）可能性を認めるのが素直と思われる。これに対し、前に四人の「ネパール人が居住していたのであり、退去時など掃除がなされなかったことが窺われるから、原判決指摘の陰毛の存在は、必ずしも、第三者が一〇一号室に入り込んで本件犯行に及んだ可能性があることにはならない」旨の二審認定は、可能性すら否定する点でやや大胆過ぎよう（実際、再審段階で後記4（2）



①が判明。第三者Xと他所で性交した被害者の身体・衣服にXの陰毛が付着し同室内に入った可能性〔検察の指摘〕は大でなく〔神山五八。なお、開始決定〕、Xが同室内に入って性交・犯行に及んだ蓋然性が増大。

本判決は、被告人のネパール人仲間・同居人が被害者を一〇一号室に連れ込んで犯行に及んだ可能性があるかも丹念に検討しているが（結論的に、否定。なお、菅野三二八・石田一七二）、それは、彼らが「一〇一号室が空室であつて、しかも施錠していないことを聞知して、被害者を同室に連れ込んだ可能性も、全く想定できないわけではない」という理由からである。しかし、それならば、被害者が売春後に無施錠と知っていて、第三者を連れ込んだ可能性が絶無か（丸山三一〇も参照）、より慎重に検討すべきだつたのではないか。男連れの被害者らしい女性が先に立つて同室に向かつたとか、同室窓下に使用済みコンドーム三個位等が捨てられていたとかの極めて示唆的な証言・情報もあるのだから、尚更である。「隣の一〇二号室には居住者がいた」ことは（確かだつたとしても）、その可能性を否定する根拠としては弱過ぎようし、被害者の手帳の克明な売春メモからみて「被害者が一〇一号室で被告人相手に売春した事跡は（従つて、退去時に空室・無施錠と知つたとも）認め難い」というが、手帳記載の「?外人〇・二万」の部分は確かに問題でも「?」は、部屋の別異に起因したかも。「〇・二万」については、後記4（7）参照）、被害者・買春客の記憶・心理などは不確か・複雑微妙かも知れない上に、「外人」の点や、日付の「二月二十八日」は、被告人の弁解と正に一致している。しかも、期日については、食い違いの危険を恐れて手帳開示後にそれに合う供述をした訳ではないから、真実味は感じられる（神田三九、石田五四）。少なくとも、被告人の買春は二月二十八日だつた可能性が乏しいとまで言うことはできず、そうすると、被害者が三月八日夜、第三者を連れ込み、第三者の陰毛が室内に遺留された可能性も、一概には否定できないのではないか。また、上記の「事跡は認め難い」は、有罪認定にほぼ直結しているだけに、割

切り過ぎの懸念が残る。

#### 4 誤判の原因として、どんなものが挙げられ得るか。

(1) O型唾液の未開示 被害者の乳房(周辺)に付着していた唾液の血液型は、ゴビンダのB型でなく、(後に浮上したX(ら)の)O型と思料される(ただ、断定はできない。再審開始決定、石田一四二、菅野三〇九)ことを示す科捜研「久保田鑑定書」という一九九七年四月三日付の重要な証拠が未開示だったことは(開示は再審請求審の二〇一一年九月)、高裁の判断を誤らせるうえで、ほぼ決定的だったと思われる。先に被害者と性交渉していた(ただし、アリバイのある)常連客もO型だったものの、被害者はその後シャワーを浴びた(湯船にも浸かった)事実(開始決定)も早い時期に判明し(読売四九。推測も可能)、ゴビンダの犯人性を疑問視させる本証拠が開示されていれば、弁護側も当然その点を衝いて騒ぎになり、検討・調べも自然、当の唾液や同じくO型の膣内遺留精液等のDNA鑑定——それによる第三者の浮上——に至ることもあり(早坂七七等)、高木裁判長らが逆転有罪に踏み切るようなことはなかったのではないか。実際、その種の指摘が多い。<sup>(2)</sup>

更に、被害者のコートの左肩血痕中の物質からも、既に捜査段階で血液型Oが検出されながら開示されなかったようである(読売一八一、今井恭平・File一七・三七、石田一四六参照)。O型の常連客にはアリバイがある。被害者もO型だが、O型の者は三割と数多く、被害者のものに過ぎないとは無論断定できず、まして、O型殴打者の表皮細胞成分(再審開始決定、控訴棄却判決)又は精液・唾液(控訴棄却判決)を含まないとは到底断定し得ず、ゴビンダ犯人視で良いか、精査のDNA鑑定が必要だった筈である。

これらの点、検察には固より悪意はなかったろうし（神山五七〔証拠価値は立場・見方によって変わる怖さ〕）、むしろ（常連客も被害者もO型なので）無用に煩わせず正しき判決を書いてもらおうとの善意によるものだったにせよ、結果的には、自らを深く信頼した高木コートをもベテンにかけた形になった訳である。

(2) DNA鑑定や前後の証拠開示の未存在 再審段階での下記DNA鑑定結果の開示（ないしは、その前提としての鑑定あるいはそのまた前提としての試料開示）の全部または一部が、仮に既に一審（木谷・基本三九二〔家令和典〕・原二審で行われていたとすれば、——また、前提として、仮に既に当時、当の結果を出すことが可能なくらい、DNA鑑定技術も進歩していたとすれば（捜査段階でDNA鑑定ができていたコンドーム内精液と同列の膈内精液はともかく、爪付着物については疑問視され得よう。——、やはり、逆転有罪はあり得なかったと思われる（再審開始決定、読売四五なども参照。なお、川崎二も参照）。検察も、有罪にしさえすれば良いものではなく、冤罪無きも心掛けるべき限り、（起訴前を含め）反省の余地がありそうだ。

① 膈内遺留の精液は、ゴビンダや常連客以外の、正体不明のXのもので、しかも、室内遺留の陰毛の中の一本（試料三七六）とDNAが一致（なお、本精液の血液型が、コビンダのBでなく、Oであることは捜査段階・一審段階で知られていた。後記（8）も参照）。

② 乳房に付着の唾液や、陰部・肛門の付着物には、被害者のDNAのほか、XのDNAが混在。

③ コートの左肩に付着の血痕にも、XのDNAが混在。

④ プラスリップ前面胸部付近にも、XのDNAが混在。

⑤ 爪の付着物からも(再審開始決定後) XのDNA検出(読売二三三、石田一八〇)。これで、検察も一転無罪視。

(3) 「検察官上訴」の問題 検察が控訴しなければ、むしろ逆転有罪判決も一二年余りの耐え難い余計な拘禁もあり得なかつた。一般化すれば、(事実誤認を理由とする)「検察官上訴」は許されるか、の問題となる。

学説としては、これは(原則)許されないと、有力に説かれており【たとえば、渥美・椎橋・中野目・小木曾、井戸田、石川、田口、坂口、熊本、村井、川崎、大出、白取、福井。なお、小田中、田宮裕(先生ほかを偲ぶのは、松尾浩也『呆し方の記』二九七等)、長井(三六六)、荒木、上口、光藤、佐藤(二八三)。なお、斎藤・八海(一)七九六も参照】、本件弁護人も許されないと強調する(石田二二七、神山四八、六一、六四〔再審開始決定に対する即時抗告も含めて。関根徹教授の質問に回答〕、六六〔国民性に関わっている面があるとの中山隆夫教授の意見〕。なお、禁止すべきだとの西嶋八五)。

その論拠としては、二重の危険の禁止(憲法三九条)、迅速な裁判を受ける権利(憲法三七条一項)、合理的疑いの存在ないしは冤罪危険の増大、が挙げられており(中野目一三五、二五二、福井三四二注一、白取三二二等参照)、相当説得的である。

合憲とした判例もあるが(最大判昭二五・九・二七)、大変な苦難の末に無罪判決を得た者に対して検察が無限定に上訴して争い続け得る、というのは、個人を軽視して国家権力の便宜のみを偏重する嫌いがあり、どちらかというと全体主義国家に親和的だろうし、公務員として甘ったれた考えだともいえる。刑罰法令の適正「迅速な」適用実現も謳う「検察の理念」<sup>(3)</sup>からしても、検察もガラガラ争い続けるのではなく、当の審級での決着に全力投球すべきは当然

で（検察官控訴による破棄率の高さも、一審充実の必要性の根拠にはなっても、検察官控訴現状維持の根拠になるべきではない）、少なくとも、政策的に、被告人の立場に置かれた市民の身にもなつて、特段の事情でもない限り、すなわち原則、「検察官上訴なし」とすべきである。そうすれば、「無罪判決後の勾留」（石田七〇、神山五〇）の問題も、<sup>(4)</sup>原則解消する。

（４）無罪判決に直面した検察の在り方 旧来の検察の無反省な考えでは——このように、様々な検察官を十把一絡げにするのは実は甚だ問題だが（原田二七、宗像・責務二七、齋藤・最終講義一一末尾参照）、この際、序でに便宜、極論もさせて頂くと——、「有罪判決を取りさえすれば良く」「気にするのは勝ち負けだけ」だから、主張は極力一方的、表現は巧妙になる（なお、読売一一六（一旦起訴すれば、有罪獲得が最大目標）、佐藤七九、一四四、一九三、一三三（捜査検事と違い公判検事は一方的）。「負け」たら、可能な限りは上訴し、更に徹底を期することにもなる。練達の元刑事裁判官は曰く、「高裁で仕事をしていると、検察官控訴の場合、どうしてもまず検察官の控訴趣意書から読みますね。そうすると、検察官の控訴趣意書って、またこれが上手に書いてあるんですよ。それだけ読むと、なんてバカな無罪判決をしたんだと、そういうように読めちゃうんですね」と（木谷一〇九）。

しかし、検察は公正を重んずべく、語るなら率直・正直に語るべきだ。一方的な偏った見方を巧妙に語るの、三百代言的で恥ずべきである。

無罪判決に対しても、控訴は国費も使つて被告人や家族を更に延々と酷く苦しめるだけに、面子や情性で控訴すべきではない。有力な刑事弁護人は、他者の見方・目が大切だ、弁論の前に論告を考へる、と説くが（神山六八）、検察

も、被告人・家族の側に立って見た上で徹底的に再検討すべきだろう（なお、向江一巻七九感動引用の竹村照雄元検事長〔斎藤・袴田五二一参照〕の「三回の原則」）。

更に言えば、被告人の有罪を立証できなかったというにとどまらず、真犯人は別（又は、自然事故）なのではないか、も（立場や願望を去って）虚心に疑ってみて、疑問の余地も残るなら、詰めて反省してみることに、時には潔く（なるべく早く）撤退することも極めて大切だ（模範例のような中野一二三、一三三、一九〇、二七一参照）。本件でも、刑事事件のプロなら、上記（一）の未開示O型の唾液やコート血痕中物質の点だけからも、「被告人はB型の筈だが、どういう訳か？ 被害者はホテルでの常連客との行為後、おそらく浴室で体を洗ったのではないか？ 良く調べてみないと…」、「殺害の痕跡のようだが、死闘があったとすれば、被害者の血だけしか付いていないのか？ 念のために精査が必要だ」などと疑問を深め追究してみる余地は、あったのではないか。

（5） 控訴審による事実誤認審査 十年以上も後のことだが、最高裁は「控訴審が第一審判決に事実誤認があるというためには、第一審の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要である」と判示し（最判平二四・二・一三三）、これを踏襲・具体化する判例が続いている。<sup>(5)</sup> もしも仮に、既に原二審判決の時、それが必要だとされていたら、一審判決を破棄することは相当困難だったかと思われる。

（6） 「精緻」認定の危険 確実かはともかく、どちらかといえば分がありそうと思う方に詰めていく、いわば「精緻」な、割り切った認定に拠る有罪認定には、無実の可能性を軽視して——「疑わしきは被告人の利益に」鉄則

を逸脱して——しまう危険も感じられ（なお、上記3最終段落、次の（7）参照）、これも本件誤判原因の一つと思われる（が、本件では低順位）。なお、どこまで「合理的疑い」とみるかの個人（裁判体）差の問題もあろう（木谷・心<sup>vi</sup>も参照）。

（7）被告人の方の問題　当初、被害者は知らないと言ったこと（読売一一七、石田三九、五六、ゴビンダ一三）、一時姿を隠したことも、影響したかも知れないが、買春時の支払代金に関するゴビンダの供述の不自然さが大きく影響したかと思われる。

被害者の手帳の「二月二十八日」の欄の「?外人〇・二万」中、二〇〇〇円の点、当初供述では、カネに困り犯行との方への警戒あるいは見栄等もあってか、「四五〇〇円位を払った」で、被害者手帳開示後には、「最大で四五〇〇円というのは確かだと思うが、それより少ない可能性は幾らでもある。千円札だけということはなかった」、「多ければ四五〇〇円で、三五〇〇円かも知れないし、二五〇〇円かも知れない」といった話（判ター一〇五〇・九〇、九四）と整合的か、厳しく争われたが、このような食違いと変遷に直面して、高木裁判長らが不審感を抱いたのは当然と思われる。ゴビンダは仕送りのため借金もするなど切り詰めた生活しており、要求された額や実際の支払額には関心・印象が強そうに思われるから、食違いや、曖昧で、しかも手帳開示後の大幅な修正は、二八日買春不存も思わせよう。最初から単純に二〇〇〇円（丸山三二六、永島一四、本橋一九八も参照）払ったと述べていけば、ゴビンダの弁解は強力になり（前記3末尾も参照）、逆転有罪はなかったのではないか。

(8) 弁護人への望蜀の余地？ 本件弁護活動は、一審無罪と劇的な逆転再審無罪を勝ち取った模範的なものであり、個人的には丸正事件再審請求に関する（職業）裁判官たちへの殆ど絶望に近い印象（斎藤・丸正（二）二四、五四参照。なお、日弁連・語る一一九〔稲本錠之助〕。序でながら、再審「開始」には、合理的疑い自体ではなく、その見込みで足るべきだ。）と対照的な感じを本件で受けた原因の一部と思われる。

ただ、望蜀の余地も疑われるのは、被害者の膣内に遺留の精液（上記（2）①参照）につき、再審請求段階に至ってから（読売三八）でなく、既に一・二審段階でDNA鑑定を求めたら良くはなかったか、の点である（なお、石田一〇二、一八七、一九七、二四一、神山六一、読売一二四、早坂七九〔裁判所も〕）。その精液の血液型が、ゴビンダのBでなく、Oであることは捜査段階で判明し（今井・File一七・三五、読売六六、一八一）、早い段階で開示され（読売一七七）、一審判決にも出ている（判タ一〇二九・一二五）。ただ、警察・検察・一審、弁護団（早坂七七、読売一二五、丸山三〇六）とも、それはアリバイのあるO型常連客のものと誤信し（警察が体内精液のDNA鑑定を怠った理由は、不明ともされるが、上記誤信のほか、ゴビンダ有罪立証が目標の警察には関心が弱かったらしい。読売七〇、七七、八〇、八二、八三、二四二参照）、検察・警察は、犯人は現場のトイレにコンドームを残した人物（その精液の血液型・DNAにより、ゴビンダ）とみていたようである。しかし、無実のゴビンダからみれば、その膣内精液は（常連客にはアリバイがあるというし、その常連客の精液が初めから入っておらず又はホテル浴室で洗い流されたこと、あるいは他人の精液も加わっていること、も可能性として想定でき）真犯人のもの（あるいは、それが混在する）かとも認識し得るので、——いずれにしてもO型精液なので、ゴビンダに不利な鑑定結果は考え難いし、他方では、警察・検察は、まさか廃棄等はしまいが（神山五六参照）、有罪立証に無益なうえ藪蛇の恐れもある、と考えると、鑑定に後ろ向きの可能性も疑い得る（読売二六参照）のだから尚



更——、体内精液のDNA鑑定を一応求めるのが、危惧され得た（ゴビンダ二〇一、丸山三三〇）有罪判決を防ぐため適切であり得たかと思われる。検察・裁判所が応じたかは不明だし、鑑定技術未発達に因る無益費消への警戒も必要としても、コンドーム内精液に可能だったDNA鑑定が、体内精液に——微量だったにせよ（当時なら、劣化の危険が乏しかった面もある）——当時不可能だったとも断定し難い（なお、乳房付着O型唾液を含めた証拠状況を良く知り得た上に第一次的責任を負う捜査機関の関係であるが、読売四一、六六、八五、一八一、ゴビンダ一九〇）。それが実施されていれば、あるいは、真犯人Xが早期に浮上したかも知れまい。

## 二 多くの教訓

前章との重複は極力避けつつ主な教訓を考えると、以下のように思われる。

〔一〕 公正検察の不可欠性 この東電OL殺人事件は、検察官手持ち証拠の十分な「証拠開示」に代表される（反対証拠も重視し、上訴にも謙抑的な）「公正検察」への展開の不可欠性を如実に示している。ゴビンダ氏がようやく（再び）無罪判決を得ることができたのは、何より、重要な試料・証拠の開示と、それに基づく一連のDNA鑑定、またそれらの結果の開示に負っている。

旧来の検察の考え方——単純化すれば、証拠状況を隠蔽・粉飾もし、冤罪発生の危険も顧みず、自分たち検察自身の判断・便宜・面子を第一とする発想——は、検察不祥事への反省の中、裁判所、弁護士、新聞記者達などの平均市

民的常識とぶつかる中で、真実と正義、一言でいえば公正の重要性を否定しがたく、変革を余儀なくされたものと思われる（旧来の裁判所の態度については、下村七三三）。この流れを定着させ、深めていく以外に、わが国の刑事司法の健全な発展はあり得まい（二「検察の理念」（注③参照）のほか、山本忠義『弁護士社会』一三九、一四二、松尾五〇、六四、四六四、出射義夫『検察・裁判・弁護』七三、七八、一一三、一二二、一三一、二一五、二二七、二二四、宗像・責務二七、小寫一九七、向江二卷二七八、前坂俊之『冤罪と誤判』一六九、また、椎橋・日韓一九三〔盧明善・中野目・堤〕も参照。同二三一〔朴業瑄〕は日本検察礼賛も引用。なお、小木曾一二四、川崎・検察一四四、更に安廣一五）。

〔2〕 証拠開示なくして公平裁判なし！ 「証拠開示」自体の問題に戻ると、松川事件の諏訪メモ（斎藤・松川三五六、三五七、三七五、斎藤・無罪五〇、五二、六一）のように、検察官手持ち証拠の不開示が誤判につながり得ることはよく指摘されるが（例、井戸田五九〔他の点でも周到〕、日弁連・語る二五二、二五八〔佐伯千仞〕、木谷・基本一一、小寫二二八・一三八・一八九〔被告人に有利な証拠は「最良証拠主義」により裁判所には一切提出されない。冤罪の原因になっており、こわいもの〕、一九一・一九二〔被疑者に有利な証拠を警察も「最良証拠主義」で検察に不送致。検察の警察への開示要求は容易〕、本件では、当初まだ公判前整理手続（鈴木八九、椎橋・展開三二五参照）導入なく不十分だったほか、「不利な」証拠に關しては、「当事者主義」を盾に、開示に消極な雰囲気も色濃くみられたが（宮村九四、読売三四、四九、五六、一一六等参照。理論では、小木曾綾『条文で学ぶ刑事訴訟法』一一五、斎藤司『人権の刑事法学』（村井先生古稀記念）三七六、白取祐司・法時一〇七七号八、大澤〔同〕四六）、足利事件（第一章）でふれたほか、菅家ら一一、内田ら三七、内田ら・市民一六五〔村田和宏〕、押田・再審五四、庭山二五三、二九一、菅野二九〇、刑弁六三号の特別企画「足利事件の教訓から学ぶ」、木谷・基本

二九の外二〇七、二二八、二二九〔石塚章夫〕、三七三、三八五、三九四〔家令典〕等〕での再審開始の影響もあつてか（似た展開の指摘は、江川一六八）、二〇一〇年以降本格的に開示要求に応じ（神山五六、石田二一七、一三四、読売四四、二五〇等）、幸いだった（なお、神山六三・六四〔長井圓教授・華井俊樹氏との有益なやりとり〕）。もし、開示が怠られ、雪冤が実現しなかつたら、大変なことだった。証拠開示の進展は、他の諸事件にみられ（DNA鑑定の影響でも共通の袴田事件につき、西嶋八二、小川一〇七〔二〇一〇年から〕、小川・開示九六。ただ、戸館二一九も参照）、大きくは檢察改革と連動している。

「証拠開示なくして公平裁判なし」。檢察官と被告人は建前上は対等とされるが、実際は、法的権限、行動の能力・自由（何処にでも行つて証拠を集め得る檢察と、しばしば身柄を拘束され防衛活動も思うようにできない——弁護人の助力〔時間・期間の点では無罪獲得の契機もとの指摘は、向江一卷二七二〕も不足気味で、黙秘権の行使すら実際は容易でない——被告人！）、心理的余裕、知識・説得力（木谷一〇九、編集部ら・File 一七・二一参照）、資金力・組織力、（裁判所からみた）親近感・信頼（なお、石田九二）・威圧感（事実の認定、自白の任意性・信用性、保釈の可否など）に関する檢察官の主張は尊重されがち、などを見れば（普通は）極端な程の差があり（内田ら・市民〔第二版〕一八四〔淵野貴生〕、日弁連・語る一〇六〔小林健治〕、一五三〔関谷信夫〕、一七二〔田平藤二〕も参照）、このように「強過ぎる」檢察（木谷四五等。なお、野一四七〔証拠収集能力の決定的な格差〕、平岡八九〔科学鑑定に関する不均衡〕）が公正を軽視して、証拠開示を渋り、有罪判決獲得だけを目指すのでは、当然ながら冤罪の発生も避けられない（証拠開示の問題は、稀なほど悪賢く悪運の強い犯人——犯人の「アリバイ」捏造が成功するのは、探偵小説中のみで、現実の刑事裁判においてではない、との指摘は、向江二卷二七〇——への警戒より、無辜の立場を最優先に考えるべきだ。なお、開示証拠の不正利用は一般に刑事・民事の責任を生じさせ

る。

公正検察への転換・徹底と共に、証拠開示の順調な進展が期待される（懸案だった検察官保管証拠リスト交付制度〔大澤五〇、椎橋・日韓二九、小野正典ほか・論究三三参照〕は、刑訴法三一六条の一四第二項以下の追加で実現した。刑ジャ四九号参照。解釈・運用次第ともいえようが（なお、渕野二九、上野友慈ほか・論究三四、大澤・同三五、宮村啓太・ひろば二〇一六年九月号四六）厳しい限定付きだとお役所仕事の運用されて、開示が上手く機能しない場合、抜本的な解決策としては、沢登佳人氏の啓発的提案があり（沢登六〇等。なお、斎藤・松川三八九）、新しくは、安廣文夫氏の、少年保護事件での全証拠開示に付け込んだような弁解で困った経験は無いこと等を踏まえた（なお、むろん、補充捜査——川上二〇三、四五九、荒木三八三、良い例ではないが、斎藤・八海〔一〕七九四参照——の余地もあろう〔取調べは別論〕、「捜査記録（その謄本）はすべて裁判所に送付され、裁判所が保管することとする（弁護人のアクセスも認める。…）」という貴重な構想がある〔安廣二三等。なお、密接に関連して証拠の全面開示を志向する荒木三七九、「手持証拠事前開示の拒否は、憲法三七条の精神に反し、人権保障を全うしつつ真相を明らかにすべき刑訴法の理念にも背く」旨の昭和四三年日弁連人権擁護大会決議、「検事が手持証拠の全部を提出しないというのは、新刑訴の一大欠点」とする日弁連・語る一〇一〔小林健治〕、類似指摘の佐伯五三〔日弁連・語る二五八では、特に関係者の最初の供述調書を開示させ見落とさないことが大切と〕、証拠開示による公正司法への貢献を呼び掛ける日弁連WG三四〔小池振一郎〕、証拠開示は冤罪防止のために極めて重要とする小寫一二九、事前全面開示は不可欠であり（下村一一九）、一層不可欠になったとの指摘は渕野二六、誤判防止・雪冤と証拠量削減には全証拠開示と指摘は今村二七九、国連勧告〔警察記録への弁護人アクセス〕についての日弁連・迫る一〇〇九〔庭山英雄〕、比較法的にも、伊藤和子『誤判を生まない裁

判員制度への課題】三九、指宿信・刑弁八〇号九九、一六五等】。

(3) 取調べの可視化など

取調べの録音・録画は新時代の刑事司法の中核的要素だが(椎橋・日韓一七〔椎橋〕、五九〔柳川〕、八三〔田中〕、関洋太・ひろば二〇一六年九月号三一等参照)、「取調べの全面可視化」(全体的な録音・録画)は少なくとも原則的に必要であり【米田四〇、五〇、宗像三四、小寫一七一、守屋三四五、庭山二四八、今村二七〇〔自白完成までの様子も含め〕、村木厚子・法時一〇七七号一〇、葛野尋之・同一六、木谷・基本二三三〔石塚章夫〕、小坂井久『取調べ可視化論の現在』一、同『取調べ可視化論の展開』一、同・刑弁八八号一〇一等。警察のスタンスは、露木康浩・論究五、八、一三。他方、堀江慎司・論究五五。なお、川出敏裕・争点三〇】、二〇一六年の刑事司法改革法(平成二八年法律五四号。吉田雅之・ひろば二〇一六年九月号一六)で実際に原則的実現を見たが(井上五参照)、その一層の・速やかな進展の必要性も見落とせない(注(8)第四段落も参照)。本件でも、模範的な答の——警察の「顔」でもある——警視庁捜査一課等の一部捜査官による拷問(世界的に禁止が叫ばれてきた宿弊。森本三〇〇等々)・利益誘導的取調べが疑われ(過去、一部は特捜でも、大野ら七八、米田三六、宗像二二六)、現場の鍵の返還(又、借金返済)が事件後か否かに関し、虚偽調書作成の疑惑も浮上した(読売八六、八八、八九、九二、九六、一〇〇、一〇四、一〇八、丸山三〇九、石田三三、四五、五〇、八八、判タ一〇二九・一二八、一〇五〇・九五〔逆転有罪の一要素!〕参照。ちなみに、捜査官の報告書・調書・証言に関し、木谷・心二一八、一七四)。なお、被疑者取調べ適正化のための監督に関する(国家公安委員会)規則。

客観的な証拠(DNA、防犯ビデオ〔原田一一も参照〕・発信位置情報・ネット検索履歴、タクシーのドライブレコーダーな

ど、利用可能な客観的証拠の飛躍的增加につき、青沼四八の収集に努めるべきは当然の前提として、必ずしもそれと摺一的ではなく、等しく重要な供述証拠（岩村五〇二）の収集面では、本来あるべき取調べは、——初めから特定人物による特定犯罪の立件・有罪判決獲得を志向し、自分らの描いた筋書き（むしろ、伝達ミス・即断・偏った見方・思い込み等による誤解。青沼四七）に沿った供述のみを求めて、無反省に突き進む【そんな悪例の一つを、佐藤優氏・井川意高氏（大王製紙）の弁護人も務めた畏友・ヤメ検の大室征男氏が二〇〇六年六月一三日朝日夕刊記事内で指摘。なお、佐藤六二のほか、刑訴規則一九一条の三（いわゆる証人テスト）に藉口した証言誘導・偽証教唆の問題につき、同一〇五、二三三、二三七、小寫一五一、斎藤・八海（三）七四、二〇一四年の一月五日と二月一二日、また二〇一六年三月二六日の朝日記事、判時二三〇六号】、のでは無論なく（井内七〇注二も参照）、逆に、——被疑者の言い分を虚心坦懐に聞き（原田二一、四一、木谷・基本一九等指摘のように、裁判官が少なくとも一度「被告人の主張は本当かも」と考えてみ、弁護人の主張・立証に十分耳を傾けるべきなと、同様）、信頼関係を構築して、心からの自白を得たり、真摯な弁解を得て見込み違いと分かれば素直に直すものであること、取調べ可視化も、乱暴等の取調べのほか、被疑者の言い分を良く聞かない取調べ（たとえば、秋山賢三ほか『痴漢冤罪の弁護』正三八四・続七二掲載の教訓的な逆転無罪事件に関し、矢田部孝司+あつ子『お父さんはやってない』四八参照。この事件もそうだが、軋轢に起因し得る場合、被害実在・加害者の判断には当然要厳戒。）も無くすべきこと、他方では、録音・録画が真相の告白・解明・立証を困難にする面も否定し切れないし、弁護人に言われて黙秘する被疑者の増加等もあるので、新たな取調べ方法等も模索・開拓していく必要があること【なお、岩村五〇三、五一八は、検察官調書の採用状況が厳しくなる折（宗像三〇）、二二七条に基づく証人尋問調書の活用を有望視する。平木正洋・争点一一三も参照。：別に、司法取引に関し、古田佑紀・論究一〇

四、川出敏裕・同六五、上野友慈・同二〇、小木曾綾・同二二、柳川六三、宇川春彦・法時一〇七七号二二、注意が〔裁判所・弁護側は固より検察にも〕当然必要な点につき、白取祐司・同七、後藤昭・総合法律支援論叢八号一、また、井上七、論究二二での大澤裕・上野・香川徹也・小木曾・小野正典・川出、日弁連・語る二五八〔佐伯千偲〕も〔参照〕、も指摘されており（笠間・研修三、同・中央三。なお、二〇一六年九月六日朝日「ひと」、説得的である（なお、齋藤・八海（一）七八九、齋藤・松川三五九、三九七での笠間・研修三、五、中野一八七、二二四、宗像・安廣の諸氏の各指摘引用、佐藤・DNA六五五。その後、実現した録音録画制度（注（八）第四段落）では、対象事件が限られているほか、録音録画義務の例外〔三〇一条の二第四項各号。被疑者による拒否、指定暴力団関係など〕も認められている）。

〔4〕 周到なDNA鑑定 その飛躍的進歩によって、DNA鑑定は、有罪・無罪の各方向において絶大な証拠価値を持ち得るだけに、多大の注意が必要で、これも本件の教訓に含まれよう。

具体的には、まず、DNA鑑定（例、第一章②②）で確定可能な事実範囲の慎重な見極め（別例、大阪母子殺害事件、また久保八八、一一二、一五五、一六〇）のほか、鑑定結果隠蔽、試料の混同・すり替え等のないよう、適正に保存・処理されることが肝心である（なお、布川事件における唾液混入等の恐れある保管とDNA鑑定請求却下につき、押田・再審八〇、秋元理匡・松江頼篤・刑弁六七号八四）。

【鑑定結果隠蔽、試料の混同・すり替え等の関係で参照されるべきは…まず、鹿児島県警のDNA鑑定結果隠蔽疑惑等に絡む福岡高裁宮崎支部平成二八年一月一二日（逆転）無罪判決（判時二三二六号、指宿信・TKCローライブラリー）『新・判例解説Watch』刑訴法No.一〇三、伊藤俊介・刑弁八九号一二三、和田恵・自由と正義二〇一六年



一一・一二月号各七二、徳永光・法時一一〇七号一二五（みな有益）。その他、ネットで検索すると毎日を始め多くの全国・地方紙の有益な記事・解説・社説、弁護士会長声明等）につき押田・進歩。（2）でもふれた足利事件での混同等の可能性につき佐藤・DNA六三四、今村一五六。：DNA関係ではないが、混同・すり替え等（物的証拠についての捜査官の作為）に関し、たとえば（著名事件中心だけに、悪く勘ぐれば、氷山の一角に近いかも）、鹿児島夫婦殺し事件での毛髪疑惑につき木谷七八、日弁連・語る一六七（田平藤一）、（他例も含め）木谷・心四九、五〇、一一五——白鳥事件に関しては、谷村正太郎『再審と鑑定』二も参照——、一六八（大野ら一二六、今村一四二）、また、弘前・財田川・松山の各事件での血痕疑惑につき庭山二九三、日弁連編『再審』三三、三五、四八、八〇、九九、三四六（また、今村一三八、齋藤・松川三九一、小寫一一三、一三八、一四二、一七八、一八八、一九三、田中輝和『血痕鑑定と刑事裁判』二）、覚せい剤事件での尿疑惑につき今村一四六（他例も含め、木谷・心二五、四八、四九、五二）、判時二三二二号、「犯行時の着衣」疑惑につき、西嶋七九、小川一〇六、小川・開示九六、戸館八〇〔齋藤・袴田四八七、四八八〕参照<sup>6)</sup>。

次に、鑑定が適時に（試料の汚染や劣化等の前に、他方、何なら鑑定技術向上後に改めて〔神山六一〕）、対象につき（念のため）不足なく、技術的限界についても正直・誠実な中立的権威者によって（少なくとも、中立的権威により併せ）、処理液取り違えや再鑑定不能等のないよう注意深く実施・評価され（なお、神山五六、六三）、鑑定の基礎事情・試料保管状況・試料採取方法・試料真正性・検査方法・考察・結果などが不足なく（批判的吟味も可能なように）記録化・開示・保存されること、不十分（読売一七三、一七七、石田一五九、一七四、開始決定、有罪方向での不確実・推認力貧弱なデータ（なお、化学分析等）に関し、平岡八七。法医学鑑定の党派性ないし価値判断要素・鑑定「人」の問題につき、庭山二九



四)の除外、がまた劣らず各肝要であろう【押田・再審七二、一六一、一六四、一六八、一六九、一八二、二二二、押田茂實・岡部保男『DNA型鑑定』三三、七三、八一、八六、一一二等に押田・進歩、三井誠『刑事手続法Ⅲ』二五四、鯉越溢弘・百選「第八版」一五二、徳永・上掲一二七、久保一六九のほか、日弁連・迫る三五三(佐賀の三殺人に係る、いわゆる北方事件)、三五七(当番弁護士制度開始の契機ともされる、みどり荘事件)、同弁護士団『完全無罪へ一三年の軌跡』一四五も参照】。

更に、DNA鑑定の個人識別力は断定を強要するほど究極の域に達している(条件が整った場合なら、一卵性双生児を除けば、世界中ただ一人にまで、今は特定可能な由)とはいえ、何とエース級の権威者らの判断すらも(足利事件・袴田事件の例のように)分かれる場合・部分がある(！)ほか、上に一応ふれたような多くの作為・過誤・危険・評価の余地があり、かつ、重大な問題が潜んでいても裁判官・裁判員等が見抜くことは一般には不可能だから、やはり(確かな直接証拠がない場合には、DNA鑑定という情況証拠に(基本的には)基づく犯人性の断定にも、別に(単なる自然事故などではあり得ない場合)「別人犯行説明至難性」(第一章3第二段落)は(少なくとも原則、別人による犯行との説明は「至難」であることが)欠かせまい【佐藤・DNA六五三参照。なお、久保一六九(現在では、DNA鑑定資料がホシの犯行のものだと認定できれば、即逮捕も可能なほどの個人識別精度となっています)、一七三(あくまで「DNA型鑑定は捜査の補助」で、このことを肝に銘じていないと、再び「足利事件」の菅家さんのように「無実の方の人生を奪う」という大変な人権侵害を犯してしまうでしょう)】。

警察・検察の鑑定で試料を使い切って(再鑑定を不可能にして)良いか等も大問題で、証拠は警察等の私物ではないことは、この種の問題でも決定的だ(読売一八〇や、これらの問題にも関わる上掲の福岡高裁宮崎支部平成二八年一月二日

逆転無罪判決と押田・進歩、押田・再審一七五、日弁連・語る一〇二（小林健治）も参照。なお、浅田和茂・争点「第三版」一六七、田淵・刑弁七六号九九、佐藤・DNA六五〇）。本件では、被害者のシオルダーバッグの取っ手の付着物につき「B型検出」が強調・重視されたが（判タ一〇二九・一二六、一二七、石田一七六も参照）——しかし、それはO型の被害者の握持と無論両立し、O型のXの握持とも何ら矛盾しない（再審開始決定・無罪判決も参照）！——、捜査段階では、被害者のミトコンドリアDNA型が出ただけで、鑑定技術向上を受け再鑑定したくても、試料が残っていなかった（説売一八一、石田一三三。疑惑も招こう）。

〔5〕 繰り返される捜査対象の誤設定 本件真犯人はXかと思われることは再審無罪判決指摘の通りである。その具体像としては、「一見の買春客」説も有力だが（冤罪が主旨で、客野美喜子・File一四・一九、二〇、神山・情況五五、六九。なお、本橋二〇六）、一見の客ならコンドーム使用が普通だろうし、売春売上金目当てなら気絶させれば足り、長らく絞め続けて殺す必要なく、重罪を犯し執拗な追及を招く理由もなからう。むしろ、被害者の定期入れが捨てられていた巣鴨にゴビンダと違い土地勘のある「女への寄生を繰り返す日本人悪漢」真犯人説が注目されよう（第一章2⑤末尾永島参照）。

本件もまた、追及対象を誤った他の多くの事件と同様に（日弁連・研究三八一末尾、三八三参照）、捜査対象の幅広さ・流動性の確保の必要性を教えている。別言すれば、捜査対象の絞込み過ぎ・見当外れ・無理押し・証拠状況改悪への更なる対策が、難問だが、必要である。

一つには、冤罪判明後の反省・原因究明を受け、あるいは、既に当初の捜査段階でも、捜査対象の過度絞り込み

——檢挙能率（田村二一八も参照）上、特に怪しげな人物への関心集中（なお、読売七八）等——の懸念もある場合に、再捜査・補完的捜査を担う組織が考えられないだろうか（なお、冤罪確定事件の資料等の乱暴な廃棄や心無い再捜査放棄では犯人隠避罪等〔刑引上げ〕成立の可能性もあり得よう。ただ、時効撤廃・冤罪リスクの関係で、三島聡・法七六六九号二九、神山五九も参照）。退職した異能人材の活用もありか。

もう一つ、冤罪ということになったら、国民の負託・税金で捜査している訳だから、捜査当局がきちんと反省し、誤った原因を極力明らかにして（なお、本件に関する批判として、永島四八、八四、九一、一二一〔先入観に囚われ、目撃情報を無視〕、説明責任を果たすと共に、再発防止に資すべきが当然である。

もとより、結果的に冤罪ということになっても、本件を含め実は難事件も多かるう点、また、警察や検察が圧倒的に多くの事件では正しい解決に成功している——また、知恵を絞ることを含め、ご苦労も多い（一例、久保一八〇〔某検事の示唆〕、久保・極意一九六）——ことは十分評価すべである（ただし、暴行・陵虐を働く等の犯罪者には軽蔑しかない）。

しかしまた、刑の軽い痴漢事件等での深刻・困難な状況も忘れられない【秋山賢三・荒木伸怡・庭山英雄・生駒巖ら編『痴漢冤罪の弁護』正・続、日弁連・迫る二七八〔秋山賢三〕、今村・弁護士五、一二八、一五六、一八五、今村一九八、二〇五、二一五、原田八七、名倉事件〔防衛医大教授〕弁護団・刑弁五九号七七、庭山ら三三五〔佐藤善博〕、今村核・刑弁八二号七四〔判時二二四六号〕、高見秀一・刑弁三五号六二、鈴木垂英・同六七、沖田光男『裁かれる者』、そして、菅野三七九等。なお、斎藤・無罪六七、同・研修一二〕。∴痴漢否認事件では、逮捕はともかく（ただ、名刺も渡し、DNA・繊維鑑定も要求・応諾すれば、逮捕は必要性を欠き不当ともなり得よう）、勾留は原則として（勤め人等、逃亡や罪証隠滅の危険は余り現実的でなく、無辜を窮境・便宜自白に追い込む危険は顕著だから）否定すべきかと思わ

れる(判時二二四五・一二五、福井一一八等のほか、注(7)も参照)。なお、身体・下着等への接触が問題の場合、DNA・繊維鑑定を励行・必須視すべきだろう(木谷・基本三〇、荒木・上掲〔正〕二三、なお、押田ら『DNA型鑑定』八九、押田・再審一三八、一四四参照)。

なお、痴漢事件領域での多くの逆転無罪(最判平二・四・一四等々)は——他の領域での、八海事件に代表される逆転無罪、また、東電OL事件等の再審無罪と共に——、刑事司法の基本的健全性を窺わせる反面、何らかの規模での潜在的冤罪の存在も危惧させる。

〔6〕「精緻」認定の危険性 確実とまではいえないにせよ、分がありそうだと思う方に詰めていく、精緻認定ないし割り切り認定の——「疑わしきは被告人の利益に」鉄則を逸脱する——危険性も、既にふれたが(第一章4〔6〕参照)、留意すべき教訓に属しよう。

なお、導入前懸念も多々目立ったものの実施後基本的な良さが顕れてきた面もある裁判員制度であるが(たとえば、中山隆夫『川端先生古稀記念』下巻七九二、木谷・基本i参照)、その一部をなす、有罪認定に「過半数」で足るという制度(裁判員法六七条一項)も、「疑わしきは被告人の利益に」鉄則に照らし、緩やか過ぎよう(今村二九三、今村・弁護士二二二、内田ら・市民一八三〔春日勉〕、下村六九参照)。過半数を構成するに過ぎない人たち(一部または大半)の判断・意見が強固なものでなく、「敢えて反対はしない」程度の軟弱なものにとどまる可能性もあるうし(なお、様々な注意点を紹介・指摘する高原正良『植村判事退官記念』第三卷四五九、川上拓一『小林先生・佐藤先生古稀祝賀』下五五一等)、評決の対象の取り方(半田靖史『原田判事退官記念』三三九、原田保孝『植村判事退官記念』第三卷四九七参照)によっては、問

題性は倍加し得る（安廣一八七〔大谷吉史〕参照）。

〔7〕 非法律家の役割 冤罪問題で非法律家の果たせる役割が大きいことも、本件の教訓に数えられよう。とくに、客野美喜子氏ら「無実のゴビンダさんを支える会」に結集した熱心・献身的な支援者たちの活躍は見逃せない。冤罪は家族らまでを不幸のどん底に突き落とすが、それをも埋め合わせるかの程の善意・好意・愛を注いでくれるのが支援者たちで、配慮も厚い弁護団と共に雪冤の柱の一つでもあろう。布川事件の桜井昌司氏も特筆すべき支援者だ（以上につき、ゴビンダ三〇等）。別に、本件で重要な役割を果たしたのは、読売新聞社会部の記者達で、賞賛に値する（読売一六、三七、四七、五五等々参照。なお、貝塚ビニールハウス殺人事件につき、日弁連・研究四六、一三〇等、小田中八四のほか、読売新聞大阪社会部『逆転無罪』齋藤・八海（二）一七五で論及。他事件では他のメディアも活躍）。

〔8〕 弁護の問題 冤罪防止や雪冤のためには、——実際には殆ど無実完全証明まで必要とされがちとも説かれたりするが（下村九三。なお、今村一六七、日弁連・語る三〔鈴木信雄〕、一七二〔田平藤一〕、二六三〔佐伯千仞〕）、そのような「状況」は論外にしても——、充実した弁護（三井誠「鍵は刑事弁護」論究一〇、木谷・心一〇一も参照。なお、阿部三郎『そのときどきに「私の」思いをこめて』二九、一一八、一二七〔袴田重司、布施辰治、福島・松川・平など数々の事件に関与した先輩弁護士たち〕）が必要なことも本件の教訓に含まれよう。具体的には、弁護人らの早い段階からの連日の接見（下村九五参照）・同要求、信頼関係構築と指導、黙秘指示、接見妨害に対し国賠提訴・勝訴、一審「無罪後も勾留」に抗戦、証拠保全の証人尋問（丸山三〇九、石田三三）、入念な実地調査（神山五四）、進展なき年月での地味な粘り、

鑑定証拠の準備・提出、証拠開示・鑑定の請求、などは、一つの手本になろう。

黙秘指示については、捜査妨害との批判もあり、確かに、ありのまま素直に供述してもらうのが本来で、特に実際に罪を犯している者の自白は更生・関係修復・被害者保護・真相解明・効果的犯罪（一般）予防などのために重要だが（井内六四、久保二四八）、「人質司法」<sup>(7)</sup>は最決平二六年一月十七日、同二七年一月二二日など減少傾向もみられるものの（田中康郎・論究一〇五、酒巻匡・平二七年重判解一六三、飯田喜信・同一六九参照）、その下での強要や利益誘導など（読売八六参照）の危険（なお、丸山三〇二）と虚偽自白でも裁判所に信用されがちな現実もあるし、可視化<sup>(8)</sup>された取調べ等で乱暴等は排除されている場合でも、虚心坦懐に聞く姿勢が捜査官に欠けるなど、無実の者の不安定な状況下での誤った供述でも、裁判所の不信を招きかねないこと（神山四九（ただ、優れた裁判官なら別）、神田三八）を一概に無視し難い点を含め、事案・事情にも係る困難な問題である（佐藤八一、青沼五〇、五二、椎橋・展開一〇七、法時一〇六二号や特に刑弁七九号の特集〔黙秘が武器になる〕参照）。

〔9〕 名誉等の問題 稀に、雪冤志向の労作だが、被害者（売春で墮落ともされるが、他人や社会を特に害したのか。なお、売春合法の国も多い。）その他の名誉やプライバシーを（実名人りで）侵害する疑問な（森本三六、三五五なども参照）著作も出た（関与は回避）。

名誉やプライバシーの重要性等を強く再認識させたのは、椎橋隆幸・只木誠の両教授ご編集にかかる古稀記念論文集（新報一二二巻一一・一二号）所収の玉稿中、佐伯仁志「名誉毀損罪昭和二二年改正への途」、柳川重規「逮捕に伴う捜索・押収の法理と携帯電話内データの捜索」、岡田安功「民間部門における監視カメラの手続的統制」等だった。

❖ 本拙稿は、「最も学者らしい学者」と敬愛する山内惟介先生に、また、裁判官・早稲田大学教授・司法試験審査委員等として顕著な活躍をされた川上拓一先生に、古稀祝賀の敬意を込め献呈させて頂きます<sup>(9)</sup>。

- (1) 「対応の本文は、第一章1第一段落」高木俊夫先生とは、三年次の仕上げ科目でオムニバス授業の「刑事法総合Ⅲ」で、小生も末席で一緒にさせて頂いた。期末試験問題づくりに実務経験も踏まえて大変力を入れておられたのが特に印象に残るほか、一部は口さがない受講生提出のレポートを一つ一つ添削して返却するという真似し難い大変な手間のかかる偉業（これは、記憶の限りでは、後に至り、元検事長の鈴木芳夫教授や元派遣検察官の阪井光平教授（いづれも当時）によって継承された。）を貫徹された（多くの担当教員はそれぞれ別に工夫）。なお、同じく令名高い刑事裁判官出身の松浦繁教授が病気で倒れた際には（中央ロー五巻一号は、松浦先生追悼号）、代講もして下さった。また、高木先生の最終講義（中央ロー四巻一号登載）は、江田五月・木谷明の勉強ぶりを紹介したもので、至って啓発的で素晴らしかった（追悼文として、飯田喜信（今村・弁護士三三特筆無罪判決で陪席）・刑ジャー一六号七八）。
- (2) 「対応の本文は、第一章4（1）第一段落」木谷・見抜く三三三（久保田鑑定隠しがなかったら逆転有罪はなかった筈）、石田一三九、一四二、一九七、二三五、二三八（諏訪メモに匹敵）、二五五、菅野三〇四、三〇八、今井恭平・File 一七・三六、三七、読売四七、五二、五五、五七、一三七、一三八（山室「土台になる証拠に問題が、一八一、二三六、二四一（門野）。なお、神山四八、六〇（情況証拠による判断の危険性と、証拠開示の重要性など）。
- (3) 「対応の本文は、第一章4（3）最終段落」基本規程「検察の理念」は、二〇一一年、笠間治雄検事総長の下でまとめられた（研修七六一号三）。足利事件、郵便不正事件（高田昭正・法時一〇三二号一、宗像七、三二、三七、最高検『いわゆる厚労省元局長無罪事件における捜査・公判活動の問題点等について』、今西憲之・週刊朝日取材班「私は無実です」等の反省（法時一〇三八号の特集「冤罪事例から学ぶ刑事訴訟法」、斎藤・松川三五九、三九七）や、「検察の在り方検討会議」の提言（松尾四五四、ジュリ一四二九号参照）を踏まえている。良く出来た元検察高官からは「何で今更こんなことを言わなくてはならないのか。恥ずかしい」との声も聞かれ（同類も結構存在か）、理解できるが、検察全体の宣言としては極めて重要と思われる（後藤八六も参照）。
- (4) 「対応の本文は、第一章4（3）最終段落」「無罪判決後の勾留」については、旧判例のほか多くの貴重な文献が出てい



るが、紙幅の制約上、新しいものに絞らせて頂くと、最決平一九・一二・一三判タ一二五九号、飯田喜信・百選二〇六、多田辰也・平二〇年重判解二一九、松田俊哉・最判解刑平一九年四七六と掲記の文献参照。なお、平二七・一〇・二二日弁連意見書。

- (5) 「対応の本文は、第一章4(5)」 「控訴裁判所による事実誤認の審査の在り方」に関する判例の展開につき、川上拓一・平二五年重判解一九六、安廣二七四(小西秀宣)、二八九(中谷雄二郎)、三三三(金谷暁)、三七四(松尾昭一)〔なお、本書のアマゾン上「森の読書人」レビュー(1) 末段も参照〕、安廣文夫・平二六年重判解一九六、木谷九七、原田二四、後藤昭・刑法雑誌五四卷三号九、椎橋・日独八三(柳川)。なお、香城敏磨『松尾先生古稀祝賀』下六三三、六三八、平野龍一『刑事法研究』最終巻二〇七。

- (6) 「対応の本文は、第二章(4)第三段落」 警察による証拠の混同・すり替え等(物的証拠についての捜査官の作為)の疑惑に関しては、警察も——世間の期待や任務等は特に厳しい(田村二二八も参照) 一方、学校教育関係と同様に——君子・英才の類ばかりを集められる訳もない点(※)、現実的な理解、すなわち過剰な期待・信頼の回避、も必要だろう。

【※懲戒処分についての警察庁発表や後藤忠政『憚りながら』のアマゾン上「森の読書人」レビュー(2)も参照。なお、欽本一三、五一、七六、一二〇、一二九、一四四、一六一、二三五、久保九〇、九一、二〇四、三六三(大体本人に関する事ではないが、不感心例。感心例は割愛)。元警視庁捜査一課長・警視長の久保正行氏も、警察官も人間だから時に上司にウソをつく旨語る(「ブレジデント二〇一六年二月一日号」。不祥事は多く、大阪府警で捜査書類・証拠の管理がズサンで四三〇〇件時効が完成と報じられた例(二〇一六年二月一日)もあるほか、凶悪犯罪まで犯す警察官すらいるのだ。たとえば、新しくは、埼玉県での強盗殺人(被告)事件につき、二〇一六年二月二〇日のNHKニュース等参照。他例、木谷・基本三九五(水野智幸)等々が取り上げている違法収集証拠排除に関する最判平一五・二・一四、重大違法なおとり捜査として再審を開始した札幌地決平二八・三・三(酒巻匡・平二八年重判解一八五、宮木康博・法教四三三号一六七)、「参考人」と相談して犯罪を虚構する供述調書作成は証拠偽造罪とした最決平二八・三・三一〔上寫一高・平二八年重判解一六〇、十河太朗・同一七八)〕。

- (7) 「対応の本文は、第二章(8)第二段落」 「人質司法」とは、否認していると保釈(・釈放)されない実務傾向を指す【木谷五三、日弁連WG二八、下村七四、下村・のか七八、大野ら二三、七二、一五四、今村二〇四、二〇一〇年二月一七日



毎日朝刊、田村二二五、刑弁八三号特集、二〇一七年二月二四日朝日「ニッポンの宿題」——「人質司法の闇」と題し、周防正行が、職権保釈に関する刑訴法九〇条の考慮事情明確化改正にも論及し、豊崎七絵は、刑訴法改正で不実現の「起訴前保釈制度」〔田中康郎・争点一三五等参照〕を推奨する——等参照。郵便不正事件で無罪を勝ち取ったものの、長期勾留された元厚労省幹部の村木厚子氏の「否認をすると、長期間勾留されて保釈もなかなか認められない。無実を主張するという本来当たり前の権利が阻害されている」、「裁判の準備をしないとけない時に閉じ込められ、電話もパソコンも使えず、資料も手に入らない」との指摘（二〇一五年九月二七日朝日参照）は重い（日弁連・語る一〇七〔小林健治。弁護を阻害〕、〔5〕末尾付近も参照）。

(8) 〔対応の本文は、第二章〔8〕第二段落〕遺憾ながら重視されがちなのが、強要等による虚偽自白である〔向江二巻二・二二八・二四二・二九四、二四九、二六六、宗像二九、小寫一七四、一九四、荒木伸怡「誤判の防止と救済」〔竹澤先生古稀祝賀〕二五〇〔浜田寿美男氏の研究に納得〕、今村・弁護士九四、一二四、今村一八、四八〔伝聞だが、元刑事曰く・嘘でも殺しの自白をさせるのも簡単だが、小さな節々まで合わなければ本玉ではない〕、楯本二二二〔容疑者は、一・二時間の調べで、やっていなくても、「やりました」と言う。ただ、「じゃどういう風にやったんだ」と問い詰めると、本ボシかどうか見当がつく。…この種のこと——向江二巻二五一の元上司検事の「嘘っぱちの自白では、『…と思います』などと語尾が不正確・曖昧で、カマを掛けると迎合してくる。長く勾留されるとどんな偉い人でも頭が変になっているから、余程注意して調べないと嘘を言わせてしまうことになるんだ』旨の教えも参照——を重視せず、徒らに虚偽自白の上塗り・仕上げに赴くのは、実に不都合なことと言わなければならない!〕、同書引用の萩原金美『渡部先生古稀記念』三一七、三二五、斎藤・松川三五六、三六五、三七五、三八二、斎藤・八海（二）一四八等〕。

虚偽自白も重視されがちな点については、参照：内田ら一、木谷・心七二（直観的・印象的な信用性判断は危険だし、自白内容の具体性・詳細性等に目を奪われるのも不可。厳しい取調べによる自白は特に危ない。六甲山殺人事件など多くの判例に窺われるように夜間等の検証は信用性判断に重要〔なお、中野一四八、久保一四三、久保・極意一八四〕、一八四、佐藤九五、神山六四、日弁連・語る三、五〔鈴木信雄〕、一五五〔関谷信夫〕、二四七〔佐伯千仞〕、下村七四、下村・のか八〇、小寫一六一【正しくは、「秘密の暴露」がない自白は無に等しい。しかし、その「秘密の暴露」も捏造されている、少なくとも捏造が疑われる例も稀ではないので、注意しなければならない。…後の点につき、守屋一七九〔日石・土田邸事件

（分離組）など多数！ 守屋氏を含め関連先人の労苦が偲ばれる）、渡部一五、日弁連・研究二〇二、丸山二四三、二五四と荒木友雄『河上和雄先生古稀祝賀』五五五、下村幸雄『共犯者の自白』三六三、横山晃一郎『誤判の構造』一〇四、大野ら一二五、斎藤・丸正（二）四五等も参照。…この「秘密の暴露」と対照的に、真犯人ならば当然知っている筈の事実を知らないことを物語る自白、すなわち「無知の暴露」——浜田寿美男「自白が無実を証明する（袴田事件、その自白の心理学的供述分析）」六、一三二―等参照——がまた重要で、広く注目されつつあることも（一例、木谷・基本二二四、二三一（石塚章夫）、菅家ら二二三、今村・弁護士二二七、斎藤・袴田四六一、四八三等）、あえて付記しておきたい）、一九二、小田中一九、柳川六五、ギャレット六四、川崎・誤判二二九。

裁判所の任意性（その挙証責任は検察側が負うことは、笠間・中央一二、木谷・心五八、木谷・基本一九六（青木孝之）、なお大澤裕・争点「第三版」一七二等。）審査は従来甘いことにつき、下村一〇四、一五四、木谷・基本一二、斎藤・八海（二）一六三、斎藤・袴田五〇七。なお、米田三二、四七、杉田宗久・争点二五八。別に、向江二卷二二八が参考になる。「自白の任意性と信用性をめぐる判例理論」につき、——守屋一三三等、安廣文夫・最判解刑昭五九年三〇—も引用の——阪村幸男『誤判の防止と救済（竹澤先生古稀祝賀）』三九九、四〇二、四〇八。自白の信用性の評価についての代表的・指導的裁判官の見解として、村瀬均・争点「第三版」一七四、中谷雄二郎・争点一六〇。なお、仙台高判（松浦繁裁判長）平一四・一一・一二（裁判所HP）、山室恵・百選「第八版」一七四、中川武隆・百選一六八。自白の捜査官・裁判官さらに参考人・証人・鑑定人（例、中野二二三、日弁連・迫る八五八〔田邊匡彦〕、今村一二三）に対する暗示的影響力につき、渡部四三（なお、同氏の袴田事件「有罪」視につき、大出良知・WEB市民の司法二〇一四年九月八日号、菅野一五七〔小川秀世〕、斎藤・袴田四五九〔木谷〕）。

ただ、近年、検察では既にかなり「取調べ（通常、入室から退室まで通して）の可視化」が（対象者の面でも、否認・黙秘者、被害者、参考人も多く含めるなど大幅に）進み、任意性争いが急減したとされ（青沼四五、五一。山口貴亮・ひろば二〇一六年九月号三六も参照。なお、取調べの録音・録画は精神鑑定・責任能力判断においても有用との指摘は、中川深雪・第五回刑法研究会CAT報告（二〇一六年）、乱暴等・虚心坦懐聴取欠落の取調べも減っていると推測されるが（なお、録音録画記録媒体が情報の質・量で録取書を大きく凌駕することの指摘は、岩村五一五）、二〇一六年五月二四日に成立した言わば（第二次）刑事司法改革法（冴えない正式名：刑事訴訟法等の一部を改正する法律。文献も含め柳川六三、丹念・

詳細な吉川崇・刑ジャ四九号七一参照）は、現実的・漸進的なアプローチを採り（井上六）、やや限定的（裁判員制度対象事件・検察官独自捜査事件で逮捕・勾留中の被疑者のみ、かつ例外付き）ながら（二〇一九年六月二日までは施行の）取調べ全過程可視化を含んでおり（刑訴法三〇一条の二）、これ——また、法制審答申や国会での附帯事項・附帯決議（大澤裕・ひろば二〇一六年九月号一二参照）——をバネに（木谷・基本iiも参照）、多くの事件でも、とりわけ警察でも、任意段階や参考人等【たとえば、犯人目撃者からの（特に、最初の）事情聴取や面割につき、一瀬ほか（渡部監修）『目撃証言の研究』三、渡部一六〇、川崎・誤判二三五、岡田悦典『改革期の刑事法理論（福井先生古稀祝賀）』三五二、今村九六、二三五、二七四、庭山二八二参照。なお、ギャレット六三、ブルックス七〇、関連で佐藤・イノセンス七九）を含めて、録音・録画が速やかに進展することが——また、反対証拠も重視や虚心坦懐聴取（田崎仁一・警察学論集六六巻四号四六、欽本一一五、二六四、二八四、二九四。なお、川上二七八、久保八七、九六、一六一、二四四、二四八、久保・極意八四、八九、一七〇、二二四、二二五）の徹底も——期待されよう。

北朝鮮は論外とし、人権最貧国の中国（なお、長井六五）ですら（尽力の賜物か）、新刑訴法で重大事件における取調べ全過程の録音・録画を謳っている（二二一条。松尾先生の解説付の法務資料四六三号・刑ジャ三五号参照）。ちなみに、「中国刑法改正における最新の動向」につき、比較法雑誌五〇巻二号三六三（張開駿。只木監訳、頼訳）。

(9) 山内惟介先生のご活躍の一端等については、本誌一二三巻五・六号（ご退職記念論文集）に加え、『白門』二〇一七年四月号に掲載のその（スケール大きく見事な）最終講義「二一世紀法律学の課題と法律家の責任」参照。

川上拓一先生のご活躍の一端は、『早稲田法学』の九三巻一号又は二号に掲載予定の最終講義「法服を脱いで——法壇から教壇へ——及び（先生に献呈の）古稀祝賀論文集『刑事手続法の理論と実務』（仮題。成文堂）のほか、ご玉稿「裁判員裁判と法科大学院教育——法律実務基礎教育についての報告記」原田判事退官記念『新しい時代の刑事裁判』四三三（なお、本学法科大学院での実務教育等に関しては、中央ロー一二巻二号所収の飯塚和夫・稲葉一生・阪井光平・中山隆夫・望月栄里子の諸氏の玉稿）参照。

## 参考文献

引用は、原則的に、著者の姓（又はゴシック部分）と頁数により（「頁」および頁「以下」は省略）、複数の著作がある場合は、

原則、姓をゴシックにした方の著作を指すものとしつつ、時には、姓に、ゴシックにした他の語句を添えて区別する（末尾に※は、本件弁護人の著作。☆付には、アマゾンに「森の読書人」の拙レビュー）。なお、「百選」は井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選』〔第九版・二〇一二年〕の略、「百選」〔第八版〕は井上正仁編『刑事訴訟法判例百選』〔第八版・二〇〇五年〕の略、「争点」は井上正仁・酒巻匡編『刑事訴訟法の争点』（新・法律学の争点シリーズ6・二〇一三年）の略、「争点」〔第三版〕は松尾浩也・井上正仁編『刑事訴訟法の争点』〔第三版・二〇〇二年〕の略、「論究」は『論究ジュリスト』一二号（二〇一五年）の略。また、「刑弁」は『季刊 刑事弁護』、「刑ジャ」は『刑事法ジャーナル』、「新報」は『法学新報』、「中央ロ」は『中央ロー・ジャーナル』の各略。

青沼隆之「供述証拠による立証の現状と今後」中央ロー一二卷二号（二〇一五年）

荒木伸怡「検察官による証拠の取捨選択に関する一考察」井戸田先生古稀祝賀『転換期の刑事法学』一九九九年

井内顕策「取調べ（自白）の有用性・必要性と刑事政策的意義・心理学的観点」中央ロー一二卷二号（二〇一五年）

石田省三郎「東電女性社員殺害事件」弁護留書』二〇一三年（神山啓史氏の発言を多く含む）※☆

井戸田侃「証拠開示の基本問題」石松判事退官記念『刑事裁判の復興』一九九〇年

井上正仁「刑事司法改革の展望」ひろば二〇一六年九月（幅広く有益な特集）号

今村核『冤罪弁護士』二〇〇八年

今村核『冤罪と裁判』二〇一二年（ちなみに、NHK第一放送は二〇一六年一月二八日夜、今村氏と気品あるご母堂につき報道）

岩村修二「捜査の現状と制度的な課題の一端」新報一二二卷一一・一二号（二〇一五年）

内田博文・佐々木光明（編）『市民と刑事法』〔第四版〕二〇一六年（第二版・二〇〇八年）

内田博文・八尋光秀・鴨志田祐美（編著）『転落自白』二〇一二年☆

江川紹子「つくられる『冤罪被害者』（名張事件・東電OL事件）」世界二〇一二年八月号

大澤裕「証拠開示制度」法時二〇一四年九月号

大出良知「再審と刑事裁判をめぐる問題状況」刑弁七二号（二〇一二年）

- 大野正男・渡部保夫（編著）『刑事裁判の光と陰』（一九八九年）
- 小川秀世「袴田事件」再審請求で鍵を握る新証拠の中身」創二〇一二年九月・一〇月号
- 小川秀世「袴田事件 再審請求事件における証拠開示」刑弁七四号（二〇一三年）
- 小木曾綾「刑事司法の日本の特色」朴元奎・太田達也編『リーディングス刑事政策』二〇一六年
- 押田茂實「法医学現場の真相」二〇一〇年☆
- 押田茂實「法医学者が見た 再審無罪の真相」二〇一四年☆
- 押田茂實「進歩目覚ましいDNA鑑定 犯罪捜査で威力の一方問題も」…「第一回 問われる裁判所、検察・警察の科学リテラシー」、第二回 再鑑定の保証実現に国民の監視も」…ネット上『サイエンスポータル』掲載（小岩井忠道）インタビュ（二〇一六年二月一六・一九日）
- 小田中聡樹「冤罪はこうして作られる」一九九三年
- 笠間治雄「年頭所感」研修七五号（二〇一一年）
- 笠間治雄「検察の虚像と実像」中央ロー八巻四号（二〇一二年）
- 門野博「証拠開示に関する最近の最高裁判例と今後の課題」原田判事退官記念『新しい時代の刑事裁判』二〇一〇年
- 神山啓史「情況証拠といかに闘うか（座談会記事）」「ケース紹介② 東電OL殺人事件」刑弁二七号（二〇〇一年）※
- 神山啓史「東電OL事件が教えるもの（講演記録）」中央ロー二三巻一号（二〇一六年）※
- 川上拓一「第二章 捜査」石丸俊彦・仙波厚・川上拓一ほか『刑事訴訟の実務（三訂版）（上）』二〇一一年
- 川崎英明「東電OL事件再審開始決定と誤判救済の課題」法時二〇一二年九月号
- 川崎英明「誤判と刑事司法改革」斉藤豊治先生古稀祝賀『刑事法理論の探求と発見』二〇一二年
- 川崎英明「検察の特色」朴元奎ほか編『リーディングス刑事政策』二〇一六年
- 神田安積「東電OL事件——再審開始・早期釈放の実現へ」法セ二〇一二年三月号※
- 菅野良司「冤罪の戦後史」二〇一五年☆
- 木谷明『刑事裁判の心（新版）』二〇〇四年
- 木谷明『刑事裁判のいのち』二〇一三年☆

- 木谷明「無罪」を見抜く」二〇一三年
- 木谷明（編著）『刑事事実認定の基本問題（第三版）』二〇一五年
- ギャレット（ブランドン・L・）（笹倉香奈訳）『冤罪事件の弁護』刑弁八八号（二〇一六年）。なお、ギャレット（笹倉・豊崎・本庄・徳永訳）『冤罪を生む構造』二〇一四年
- 久保正行（母の支援を受け、大学の夜間部に通い、元警視庁捜査第一課長）『現着』二〇一三年（旧著『君は一流の刑事になれ』を改題・加筆・訂正して文庫化）
- 久保正行『警視庁捜査一課長の「人を見抜く」極意』二〇一四年☆
- 鎌本實敏（作家等に慕われる、多く殺人事件捜査を手掛けた元名物刑事）『警視庁刑事』一九九九年
- 小島信勝（元検事長）・安達敏男『冤罪を生まないための裁判員裁判（証拠の見方と心得）』二〇一二年
- 後藤昭「法科大学院における検察官倫理の教育方法」法時二〇一五年一月号
- ゴビンダ・マイナリ（今井恭平の編・解説。東豊久・蓮見順子の訳）『ナラク 獄中日記』二〇一三年☆
- 斎藤信治「丸正（強盗殺人）事件有罪認定は正しいか（一・二）」新報九六卷一・二二号、九七卷三・四号（一九九〇年）
- 斎藤信治「無罪方向における伝聞証拠等の許容性の拡張」中央ロー六卷三号（二〇〇九年）
- 斎藤信治「松川事件・松川裁判とその各状況」新報一一七卷七・八号（二〇一一年）
- 斎藤信治「一層尊敬される刑事司法への期待」研修七六四号（二〇一二年）
- 斎藤信治「戦後最大の刑事事件―八海事件―の教訓（一〜三）」新報一二〇卷一・二号、五・六号、七・八号（二〇一三・二〇一四年）
- 斎藤信治「【最終講義】 私の主な関心事の幾つか」中央ロー二二卷二号（二〇一五年）
- 斎藤信治「袴田事件―死刑判決（有罪認定）は今や維持し難い！」新報一二二卷一・二号（二〇一五年）
- 佐伯千仞『陪審裁判の復活』一九九六年
- 佐藤博史『刑事弁護の技術と倫理』二〇〇七年
- 佐藤博史「足利事件からみた科学的証拠に関する司法研究」刑弁七六号（二〇一三年）
- 佐藤博史「DNA鑑定とヒューマンエラー」曾根・田口先生古稀祝賀論文集・下巻（二〇一四年）

佐藤博史「足利事件とイノセンス・プロジェクト」刑弁八八号（二〇一六年）

沢登佳人「刑事陪審と近代証拠法」二〇〇一年

椎橋隆幸「刑事訴訟法の理論的展開」二〇一〇年

椎橋隆幸（編著）『日韓の刑事司法上の重要課題』二〇一五年

椎橋隆幸（編著）『裁判員裁判に関する日独比較法の検討』二〇一六年

下村幸雄「刑事裁判はこのままでいいのか」小野判事退官記念「刑事裁判の現代的展開」一九八八年

下村幸雄「刑事司法を考える」一九九二年

白取祐司「刑事訴訟法の理論と実務」二〇一二年

菅家利和・佐藤博史「訊問の罫（足利事件の真実）」二〇〇九年

鈴木芳夫「公判前整理手続・期日間整理手続について」中央ロー一〇巻二号（二〇一三年）。ちなみに、同先生退職記念特集は同

誌一三巻二号）

田村正博「日本の警察の特色」朴ら編『リーディングス刑事政策』二〇一六年

佃克彦ら「東電OL殺人事件：弁護団：勝ち取ったもの」週刊現代二〇一二年二月一日号※

戸館圭之「再審請求審における証拠開示の現状と課題 袴田事件」刑弁八〇号（二〇一四年）

長井圓『LSノート 刑事訴訟法』二〇〇八年

永島雪夫「午前〇時の逃亡者 東電OL強盗殺人事件」二〇〇八年☆

中野並助（終戦時の検事総長）『犯罪の通路』一九八六年

中野日善則「二重危険の法理」二〇一五年

西嶋勝彦「司法は正義を取り戻せるか」世界二〇一四年六月号

日弁連えん罪原因究明第三者機関WG（座長 西嶋勝彦）編著（指宿信 監修）『えん罪原因を調査せよ』二〇一二年

日弁連人権擁護委員会編『誤判を語る』一九八九年

日弁連人権擁護委員会編『誤判原因の実証的研究』一九九八年

日弁連人権擁護委員会編『誤判原因に迫る』二〇〇九年

- 庭山英雄・荒木和男・合田勝義（編著）『実務 刑事弁護と証拠法』二〇一二年
- 早坂学「東電OL事件、再審無罪と証拠開示」中央公論二〇一三年一月号
- 原田國男『逆転無罪の事実認定』二〇一二年
- 平岡義博「科学鑑定と冤罪被害防止」刑弁八八号（二〇一六年）
- 福井厚『刑事訴訟法講義（第五版）』二〇一二年
- 瀧野貴生「公判前整理手続の問題点」刑弁四一号（二〇〇五年）
- ブルックス（ジャスティン）（笹倉香奈訳）「アメリカにおけるイノセンス団体の役割と現状」刑弁八八号（二〇一六年）
- 松尾浩也『刑事訴訟の理論』二〇一二年
- 丸山輝久『弁護士という生き方』二〇一五年※☆
- 宮村啓太「東京電力女性社員殺害事件 証拠開示をめぐる経過」刑弁七四号（二〇一三年）※
- 向江瑋悦『無罪の記録』第一巻（一九七七年）
- 向江瑋悦『無罪の記録』第二巻（一九七八年）
- 宗像紀夫「検察官の責務」争点「第三版」（二〇〇二年）
- 宗像紀夫「特捜検察の光と影」中央ロー八卷三号（二〇一一年）
- 村井敏邦「東電OL殺人事件」WEB市民の司法二〇一一年一〇月一〇日号
- 本橋信宏『迷宮の花街 渋谷円山町』二〇一五年
- 森本益之「刑事政策と人権（一）刑事法学者の歩み」二〇一六年
- 守屋克彦『自白の分析と評価』一九八八年
- 安廣文夫（編著）『裁判員裁判時代の刑事裁判』二〇一五年☆
- 柳川重規「我が国における近時の刑事司法改革の動向」比較法雑誌五〇卷三号（二〇一六年）
- 米田泰邦「被疑者取調可視化論の現状と課題」石松判事退官記念『刑事裁判の復興』一九九〇年
- 読売新聞社会部『再審無罪——東電OL事件 D N Aが暴いた闇』二〇一四年（付、門野博解説）☆
- 渡部保夫『無罪の発見』一九九二年（ちなみに、「無罪の発見」とその意識の意義につき、下村六四、六九）



『冤罪File』誌一、七、一四、一七号（二〇〇八～二〇一二年）の記事（号数・頁数で引用）

NHK「クロローズアップ現代 東電女性社員殺害事件 再審の衝撃」（ネット上転載）二〇一二年六月

（本学法科大学院フェロー・本学名誉教授）